

# 一般財団法人 和歌山陸上競技協会

## 栄章及び記録章に関する内規

この内規は、本協会に対し、功労・功績のあった者並びに優秀競技者に栄章及び記録章を贈りその名誉を表彰するために定める。

第1条 本協会の栄章は次の5種とする。

1. 功 勞 章 本協会に功労のあった者に授与する。
2. 名 譽 章 本県陸上競技協会に多額の浄財を寄付された者に授与する。
3. 審判員功労章 公認審判員で本協会主催・共催の競技会に審判員として3年以上参加した者を対象とする。
4. 指導者功績章 本県陸上競技の指導者として、多年にわたり特に功績のあった者に授与する。  
年齢は33歳以上とし、日本陸連高校優秀指導者章、中学優秀指導者章、近畿陸協春日章の予備選考対象とする。
5. 勲 功 章 本県陸上競技に勲功のあった競技者に授与する。
  - ①日本選手権入賞者（1位～8位）
  - ②国民体育大会、全日本実業団、全国高校総体、全日本中学選手権、日本学生対校選手権、U18・U20日本選手権、ジュニアオリンピック入賞者（1位～3位）
  - ③①及び②と同程度の活躍をした者。
  - ④国際大会で活躍した者。
  - ⑤全国規模の駅伝入賞チーム（1位～8位）、区間成績3位以内の者。  
但し、所属チームが県外の場合は3位以内の入賞者。

第2条 本協会の記録章は次の3種とする。

1. 県 記 録 章 本協会登録競技者で、県記録並びに道路県記録を更新した者に授与する。
2. 県 高 校 記 録 章 本県高校生登録競技者で、県高校記録を更新した者に授与する。
3. 県 中 学 校 記 録 章 本県中学生登録競技者で、県中学記録を更新した者に授与する。

※新記録を樹立した者が複数の場合は、年間（1月～12月）で最も良い記録を樹立した者とする。

第3条 栄章および記録章の選考方法は次の通りとする。

栄章委員会は、毎年受章者の選考を行い理事会の審議を経て決定する。

1. 加盟団体（各郡市陸協、高体連、中体連、）は審判員功労章、指導者功績章の候補者を会長に推薦する。
2. 栄章委員会は功労章、名誉章の候補者を会長に推薦する。
3. 会長は、専務理事に候補者名簿を作成させ栄章委員会で推薦させる。
4. 急逝者及び危篤者に対し、栄章に値するときは、専務理事は速やかに会長と協議し栄章を授与することができる。この場合、事後栄章委員会及び理事会に報告しなければならない。
5. 勲功章、記録章については情報処理部長が作成した資料より審議する。

第4条 栄章委員会は次により構成する。

専務理事・総務部長・情報処理部長・競技部長・審判部長  
高体連陸上競技専門部委員長及び中体連陸上競技専門部委員長

第5条 栄章及び記録章の授与は、和歌山県春季陸上競技選手権大会時に行う。

第6条 ①第1条の1. 功労章、2. 名誉章、3. 審判員功労章については、理事在任中は栄章の対象としない。退任した次の年より対象とする。

②栄章委員会は、毎年日本陸上競技連盟・近畿陸上競技協会・安藤百福記念章の受章者選考を行い理事会の承認を経て推薦する。

③日本陸上競技連盟関係・近畿陸上競技協会関係、安藤百福記念章および本協会栄章の受章者氏名は、毎年度刊行する「和歌山陸上競技年鑑」に掲載する。

第7条 この内規の改正については、栄章委員会で審議し、理事会の承認を得る。

（平成23年12月20日 改正）

（平成28年12月13日 改正→栄章委員会構成メンバー変更）

（平成29年12月14日 改正→勲功章⑤文言改正）

（令和 2年 2月13日 改正→記録章文言追加）